

市民委員会資料

1 平成 27 年第 4 回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第 126 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

港 湾 局

(平成 27 年 8 月 28 日)

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例の制定要旨

船舶に対する運搬給水に係る手数料を新設すること等のため改正するもの

2 主な改正内容

船舶に対する運搬給水に係る手数料を新設するもの

- (1) 給水量が30立方メートル以下である場合 25,560円
- (2) 給水量が30立方メートルを超える場合 25,560円に30立方メートルを超える分につき1立方メートルまでごとに852円を加えた額

3 施行期日等

- (1) 規則で定める日から施行
- (2) 附則において、川崎市港湾施設条例の一部改正

4 運搬給水の見直しの背景

港湾管理者である本市は、川崎港を利用する船舶に対し、給水の用に供する船舶（以下「運搬給水船」という。）により運搬して飲用水、生活用水等の給水（以下「運搬給水」という。）を行っている。

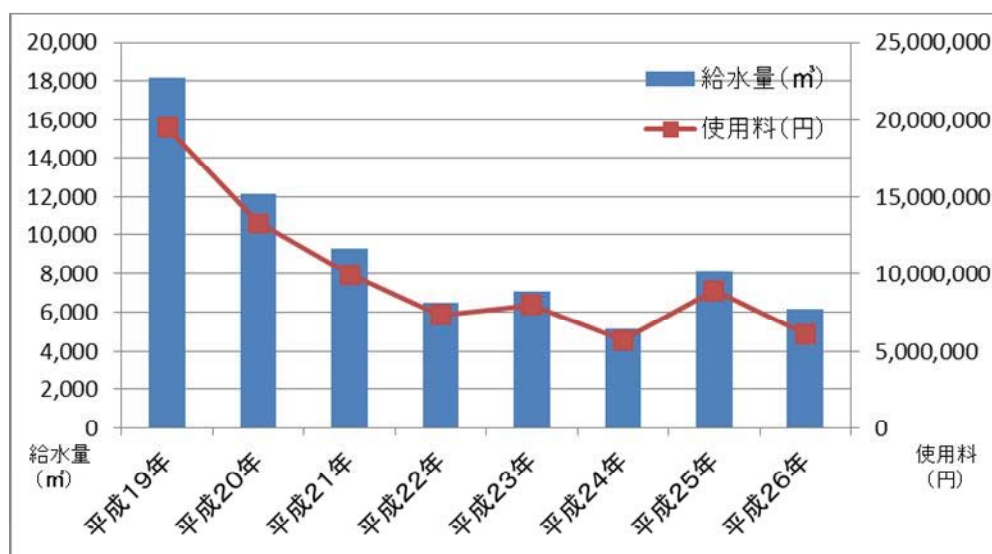
これまでは、本市が民間事業者から借り上げた運搬給水船を港湾施設の船舶給水設備として位置付けており、運搬給水に当たっては、施設の利用の対価として使用料を利用者から徴収している。

しかし、海水の淡水化装置が船舶に設置されるようになり給水を必要とする船舶が減少しているため、近年、運搬給水の実績が減少しており、当該業務の効率的及び効果的な運営が必要とされている。

5 改正理由

運搬給水について、運搬給水船の借上げによる港湾施設の船舶給水設備を廃止し、本市から委託を受けた民間事業者が運搬給水を行うこととする。本市は、運搬給水船の借上げに係る費用を負担するのではなく、委託を受けた民間事業者に対し給水業務の実績に応じて費用を負担するとともに、幅広く民間事業者の参入を促して競争性を向上させることにより、経費の縮減を図り、及び安定的に運搬給水を継続できるようにする。これに伴い、施設の利用の対価として徴収している使用料を廃止し、役務の対価として運搬給水に係る手数料を新設するもの

6 運搬給水の利用実績



川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p>
<p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。<u>ただし、第259号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</u></p> <p>(1)～(257) (略)</p> <p>(258) 海難に関する証明書の交付 1件につき 300円</p> <p><u>(259) 港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第1項第8号の規定に基づく船舶に対する運搬給水 1件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>ア 給水量が30立方メートル以下である場合 25,560円</u></p> <p><u>イ 給水量が30立方メートルを超える場合 25,560円に30立方メートルを超える分につき1立方メートルまでごとに852円を加えた額</u></p> <p>(260)～(275)</p>	<p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1)～(257) (略)</p> <p>(258) 海難に関する証明書の交付 1件につき 300円</p> <p>(259)～(274)</p>
<p>第5条 <u>第2条第273号</u>のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>	<p>第5条 <u>第2条第272号</u>のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (川崎市港湾施設条例の一部改正)</p> <p>2 川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。 第13条第1項第13号を次のように改める。</p> <p>(13) 船舶給水設備使用料 自動給水器 1立方メートルにつき 400円</p>	

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>※ 附則第2項関係</p> <p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p> <p>(13) 船舶給水設備使用料</p> <p> <u>自動給水器 1立方メートルにつき 400円</u></p>	<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p> <p>(13) 船舶給水設備使用料</p> <p> <u>ア 基本料金</u></p> <p> <u>(ア) 直接給水</u></p> <p> <u>自動給水器 1立方メートルにつき 400円</u></p> <p> <u>(イ) 運搬給水</u></p> <p> <u>基本額 30立方メートルまで 25,560円</u></p> <p> <u>超過額 1立方メートルまでごとに 852円</u></p> <p> <u>ただし、港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第1京浜港川崎区第1区以外の区域における給水（市長が定める係船岸壁又は棧橋に係留中の船舶に対する給水を除く。）については、基本額及び超過額の5割を加算する。</u></p> <p> <u>イ 割増料金（運搬給水に限る。）</u></p> <p> <u>執務時間外は、基本料金の5割を加算する。</u></p>